



細野環境大臣

細野環境大臣は2月3日、東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関連し、受け入れた廃棄物の放射性物質濃度が安全基準（1キログラムあたり8000ベクレル）を超えた場合、国が責任を持って処分するとの考えを示し、受け入れを表明して

野
細
環境大臣

広域処理の災害廃棄物「基準超なら国が処分」

と交渉し、了解を得るか、国が最終処分場の幹線・指定する、

た。静岡県市長会や県町村会の再申し入れに対し、回答した。昨年、静岡県島田市が、被災地の復旧焼却灰の処分先の確保について、法制度だけでは実効性が薄く、国の責任で自治体や民間の処理業者と交渉し、了解を得るか、国が最終処分場の幹線・指定する、